Catch your Dream

松尾中学校 第3学年 進路だより 第17号 令和4年1月25日発行

《 公立入学者選抜 本検査の時間割に変更があります 》

本検査当日は、新型コロナウイルス感染拡大防止の対応の一環として、会場での消毒液の設置や換気の実施など感染防止対策が行われることになっています。そしてさらに受付での混雑、また休憩時間におけるトイレ等の混雑が予想されることから、受付・点呼の時間及び学力検査(教科)の間の休憩時間(昼休みを除く)がそれぞれ 10 分延長されることになりました。これにより、当日の時間割が以下のように変更になるので、お知らせします。

【第1日目】

9:30 集合 9:30~ 9:50 受付•点呼 9:50~10:05 注意事項伝達 10:15 検査室着席完了 10:20~11:10 国語 11:35 検査室着席完了 11:40~12:30 数学 12:30~13:15 昼食•休憩 13:20 検査室着席完了 13:25~14:25 英語 14:40~ ※学校設定検査

【第2日目】

9:30	集合
9:30~ 9:50	受付•点呼
9:50~10:05	注意事項伝達
10:15	検査室着席完了
10:20~11:10	理科
11:35	検査室着席完了
11:40~12:30	社会
12:30~13:15	昼食•休憩
13:25~	※学校設定検査

※詳細については千葉県教育委員会のホームページもご覧ください。

《 志願倍率 (状況) はあくまで参考・・・ 》

『志願倍率』とは、募集定員(合格させる予定の人数)に対して、何倍の人が受験(受検)しようとしているかを表しているものです。つまり、倍率が高くなればなるほど合格するのが難しくなるということです。例えば倍率が 1.5 倍だと、3 人中 2 人が合格し、1 人が合格できないということになります。これを 30 人学級に当てはめると、20 人は合格できますが 10 人は合格できないということになります。 さらに、倍率が 2 倍になると合格できるのは 2 人に 1 人、つまり半分の人は合格できないということになります。

逆に、倍率が 1 倍よりも低くなると(O, 95 倍など)、定員に対して受験(受検)する人の方が少ないということになります。これを「定員割れ」と言います。しかし、定員割れになったからと言って受験(受検)した人全てが合格するわけではありません。実際に定員割れをしている学校(学科)で不合格になった例もあります。

1月の下旬に志願状況の調査結果が新聞に掲載される予定になっています。これは中学校で1月上旬までに行われた志望調査をまとめたもので、このとき算出される倍率が「志願倍率」です。そして公立高校入試では、志願変更・希望変更が1回に限り可能です。倍率を見て、学校または学科を変更することができ、それを志願又は希望変更と言います。さらに、合格発表後に出るのが「実質倍率」です。「確定志願倍率」がおよその「実質倍率」となりますが、試験当日に欠席者がいるため下がります。倍率によって志願校を変えるのも1つの戦略ですが、

これまで二者面談や三者面談等を通じてじっくり考え、選択してきた道です。 倍率だけを見て怖がってばかりいてはいけません。

今、何よりも大切なことは、受験(受検)を決めた高校に進学するために、 1点でも多く点数がとれるようにしっかりと勉強を続けることです。

※裏面は、『志願変更』の流れについて

《 志願又は希望変更は、慎重に考え&計画的に 》

公立高校入試では、1回に限り志願又は希望変更が認められています。出願は2月9日(水)、10日(木)、14日(月)。本校では2月2日(水)に郵送による出願をします。志願者数は14日の(月)の夜に、千葉県教育員会のホームページに掲載され、翌15日(火)の新聞(朝刊)各紙に掲載されるとみられます。それを見て、志願変更又は希望変更をするのであれば、2月17日(木)、18日(金)の16時までに手続きの全てを完了させなければなりません。志願又は希望変更の説明は、第2回進路説明会の資料の中にありますが、ここでは希望変更よりも手続きに時間がかかる志願変更の主な流れについて再度取り上げます。なお、書類は中学校で準備しますが、実際に高校まで行って書類を提出する等の手続きは、すべて保護者の方にお願いすることになります。

《 志願変更の主な流れ 》※実際の詳細は学級担任の指示に従ってください。

- 1 15日(火)の朝8時までに、生徒が志願変更を希望する旨を学級担任に伝える。 ※生徒との二者面談後、午前中までに学級担任から保護者に確認の連絡をします。 連絡が取れるようにしておいてください。確認が取れ次第、必要な書類の準備をします。
- 2 生徒は、新たに志願する高校の願書を、またその他に必要な書類があれば作成する。
- 3 2月17日(木)朝、保護者が中学校に来校。「志願変更願」と「学力検査受検票」を学 級担任から受け取り、先に志願した高校に行き、提出する。

《 志願の取り消し認められたら 》

- 4 「志願取消証明書」、「選抜結果通知用封筒」、その他(提出した書類があれば)を高校から受け取り、中学校へ戻る。(中学校で書類の確認をします)。
- 5 中学校で新たに出願する高校への願書を含む提出書類を確認したら、それらをもって 新たに志願する高校へ行き、提出する。
- 6 新たな受検票と受理証、またその他の書類の受理証を受け取り、中学校に提出する。

上記1~6の全てを締め切りまでに終えなければなりません。関係する高校が両方とも近隣であれば1日で済みますが、遠ければ必ずしも1日では終えられません。

もし、みなさんが志願変更を視野に入れるのであれば、あらかじめ「志願校の倍率が〇、〇〇倍以上で、変更しようと考えている口口高校の倍率が△、△△倍以下だったら志願変更をする」と家庭で決め、場合によっては保護者の方が手続きのために時間を作る必要があるかもしれないということを覚悟して臨んだ方が良いでしょう。志願変更は慎重かつ計画的に・・・・・。